

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第十一条第二項に規定する奈良県社会教育センターの研修施設の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

施設名	利用料金				
	午前 （午前九時から正午まで）	午後 （午後一時から午後五時まで）	午前・午後 （午前九時から午後五時まで）	夜間 （午後六時から午後九時まで）	午後・夜間 （午後一時から午後九時まで）
大研修室	四、四〇〇円	六、一〇〇円	一〇、四〇〇円	四、四〇〇円	一三、四〇〇円
中研修室 A	一、九〇〇円	二、四〇〇円	四、二〇〇円	一、九〇〇円	五、三〇〇円
中研修室 B	一、九〇〇円	二、四〇〇円	四、二〇〇円	一、九〇〇円	五、三〇〇円
小研修室 A	一、一〇〇円	一、三〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	二、五〇〇円
小研修室 B	一、一〇〇円	一、三〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	二、五〇〇円

多 目 的 ホ ー ル (体育館)	調理 研修 室	工 作 研 修 室	美 術 研 修 室	音 楽 研 修 室	和 室	視 聴 覚 室	ス タ ジ オ	会 議 室
五、四〇 〇円	二、三〇 〇円	二、四〇 〇円	二、一〇 〇円	一、九〇 〇円	二、二〇 〇円	五、一〇 〇円	二、六〇 〇円	一、九〇 〇円
七、二〇 〇円	二、九〇 〇円	三、〇〇 〇円	二、七〇 〇円	二、四〇 〇円	二、八〇 〇円	六、八〇 〇円	三、六〇 〇円	二、四〇 〇円
一一、五 〇〇円	五、一〇 〇円	五、三〇 〇円	四、七〇 〇円	四、二〇 〇円	四、九〇 〇円	一一、八 〇〇円	六、一〇 〇円	四、二〇 〇円
五、四〇 〇円	二、三〇 〇円	二、四〇 〇円	二、一〇 〇円	一、九〇 〇円	二、二〇 〇円	五、一〇 〇円	二、六〇 〇円	一、九〇 〇円
一一、五 〇〇円	五、一〇 〇円	五、三〇 〇円	四、七〇 〇円	四、二〇 〇円	四、九〇 〇円	一一、八 〇〇円	六、一〇 〇円	四、二〇 〇円
一五、九 〇〇円	六、八〇 〇円	七、一〇 〇円	六、二〇 〇円	五、三〇 〇円	五、九〇 〇円	一五、三 〇〇円	八、〇〇 〇円	五、三〇 〇円